

20210524_【感染症情報】フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の対応について(その30:コミュニティ隔離措置の変更(5月23日発表))

【ポイント】

- 5月23日、フィリピン政府は、フィリピンの一部地域におけるコミュニティ隔離措置を変更することを発表しました。
- ビサヤ地方については、イロイロ市が(MGCQから) MECQに変更されます。

【本文】

1 5月23日、フィリピンの次の一部地域におけるコミュニティ隔離措置を、5月23日から5月31日まで「修正を加えた強化されたコミュニティ隔離措置(MECQ)」を課す地域に変更・維持することを発表しました。

- ・地域2(カガヤンバレー地域):カガヤン州
- ・地域6(西ビサヤ地域):イロイロ市
- ・コルディリエラ行政区域(CAR):アパヤオ州、ベンゲット州

2 在留邦人及び短期渡航者の皆様におかれましては、感染予防に万全を期すとともに、コミュニティ隔離措置、感染状況、医療事情、航空便、入国に係る規制(検査・検疫措置を含む。)等に関する最新情報に引き続き注意してください。

【関連情報】

- ・IATF 決議第116-C号(コミュニティ隔離措置の変更等)
<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/05may/20210522-IATF-Resolution-116-C-RRD.pdf>

+++++

【以下、新型コロナウイルス関連情報】

- 在フィリピン日本国大使館ホームページ(フィリピン国政府の発表・関連情報等)
https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00309.html
- 日本外務省・海外安全ホームページ(感染症危険情報:フィリピン)
https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_013.html#ad-image-0
※現在ビサヤ地方を含むフィリピン全土に「感染症危険情報レベル3:渡航は止めてください(渡航中止勧告)」が発出されています。

・・・・・

※この情報は、在留届、及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されています。本メールを受信していない場合は、在留届にメールアドレスの登録をなさるか、「たびレジ」登録をお願いします。

在留届・たびレジ登録：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/ORRnet/>

(問い合わせ窓口)

○在セブ日本国総領事館

住所：7th floor, Keppel Center, Samar Loop cor. Cardinal Rosales Ave., Cebu Business Park, Cebu City

電話：(市外局番 032) 231-7321

FAX：(市外局番 032) 231-6843

ホームページ：https://www.cebu.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html